

みよし市入札者心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、みよし市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めるものとする。

(指名の取消し等)

第2条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

(2) 破産者

2 入札参加者が前項各号のいずれかに該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させない。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときから2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

2 前項にかかわらず、市が別に定める基準により入札参加停止の処分を受けた者については、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。

第4条 入札参加者の経営、資産又は信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 指名競争入札にあっては指名通知書、一般競争入札にあっては入札にかかる公告（以下「入札公

告」という。)において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、同表の左欄に掲げる担保の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
(1) 国債及び地方債	額面金額
(2) 政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
(3) 銀行に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
(4) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

2 出納員は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 入札参加者は、設計図書を始めとして指名通知書又は入札公告の内容について疑義がある場合は、質疑書（参考様式1）により市に質問することができる。

3 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

4 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第11条 入札参加者は、入札書（様式第1号）又は見積書（様式第1号の1）に必要な事項を記載し、記名押印（見積書は記名のみ）し、封かん（様式第1号の2（封筒記載））のうえ、あらかじめ指名通知書又は入札公告により示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

ただし、特に市職員が指示した場合は封かんを必要としない。

2 前項の入札は代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状（参考様式2）を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

3 郵送による入札は認めない。ただし、市職員が特に指示した場合はこの限りではない。

（入札の辞退）

第12条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第2号）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換え等の禁止）

第13条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（指名競争入札の成立）

第14条 入札参加者が1人であるときは、当該入札は成立しないものとする。なお、入札執行中に入札辞退届を提出した者は入札参加者として扱う。

（積算内訳書の提出）

第15条 入札参加者は、指名通知書又は入札公告において特に指示があった場合は、初度入札時に積算内訳書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、積算内訳書で算定した金額を超えて応札してはならない。

（入札の中止等）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

（1）開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

（2）辞退等により入札参加者が1人となったとき（ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合は除く。）。

（開札）

第17条 開札は、入札が行われた場所において、入札の終了後直ちに行い、原則として入札参加者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札参加者の資格を有しない者のした入札

（2）所定の日時までには所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札

- (3) 所定の日時まで、所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札。
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者)

第19条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。ただし、工事又は製造の請負の契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第20条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに、又は日時を定めて、再度の入札を行うことができる。ただし、入札執行回数は原則として初度の入札を含め3回以内とする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加できない。

- (1) 第18条第1号から第7号までに該当する入札
- (2) 前条第2項本文の規定により落札者とされなかった入札
- (3) 前条第2項ただし書の規定による最低制限価格を下回った入札
- (4) 前回の入札における最低価格以上の入札

(再度入札の入札保証金)

第21条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第22条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これらの者に代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第23条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札参加者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

第24条 落札者は、市から交付された契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては請書）に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、市に提出（電子契約の場合は、契約内容に同意し、押印に代わる電磁的処理を実施）しなければならない。ただし、市は必要に応じ提出期限を変更することができる。

- 2 落札者が前項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。
- 3 契約を締結するまでの間に、落札者がみよし市入札参加停止等措置要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

(契約書の作成の省略)

第25条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札公告において指示するものとする。

(契約の確定)

第26条 契約は、契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印（電子契約の場合は、双方の電子署名が完了）したときに、請書による場合にあつては、落札者が請書に記名押印（電子契約の場合は、落札者の電子署名が完了）したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第27条 入札保証金等（入札保証金及び入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- 3 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納員に提出するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第28条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金等の没収)

第29条 落札者が入札保証金等を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金等は市に帰属する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第30条 工事又は製造の請負で、みよし市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三好町条例第3号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、み

よし市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。ただし、みよし市病院事業の発注に係るものについては、本条を適用しない。

2 前項の場合において、入札において落札者が決定したときは、遅滞なく仮契約書を締結するものとする。

(電子入札)

第31条 あいち電子調達共同システムを利用した電子入札を行う場合の取扱いは、みよし市工事等電子入札実施要領又はみよし市物品等電子入札実施要領の規定を優先するものとする。

(その他の事項)

第32条 この心得書に定めのない事項については、関係法令及びみよし市契約規則（昭和42年規則第1号）に定めるところによる。

施行 昭和57年4月1日

改正 平成3年4月1日

改正 平成7年4月1日

改正 平成9年4月1日

改正 平成9年8月1日

改正 平成17年3月18日

改正 平成18年4月1日

改正前の様式の使用は、当分の間改正後の様式の記載内容と同様に限り、使用することができる。

改正 平成22年1月4日

改正 平成23年2月1日

改正 平成26年4月1日

改正前の様式の使用は、当分の間改正後の様式の記載内容と同様に限り、使用することができる。

改正 令和2年12月23日

改正 令和3年4月1日

改正 令和6年12月15日

入札書

年 月 日

みよし市長 様

入札者 住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

印

みよし市入札者心得書等を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(上記金額は、消費税相当額を含まない。)

ただし、下記工事の請負代金額

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工事場所

- 注) 1 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
2 訂正又は抹消した箇所には押印をすること。
3 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。

入 札 書

年 月 日

みよし市長 様

入札者 住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

印

みよし市入札者心得書等を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(上記金額は、消費税相当額を含まない。)

ただし、下記委託業務の業務委託料

1 委 託 業 務 名

2 業 務 場 所

3 納 入 場 所

注) 1 訂正又は抹消した箇所には押印をすること。
2 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。

入 札 書

年 月 日

みよし市長 様

入札者 住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

⑨

みよし市入札者心得書等を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(上記金額は、消費税相当額を含まない。)

ただし、下記物品の供給代金

1 物 品 名

2 納 入 場 所

- 注) 1 訂正又は抹消した箇所には押印をすること。
2 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。

見 積 書

年 月 日

みよし市長 様

見積者 住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

みよし市入札者心得書等を承諾の上、下記のとおり見積りします。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(上記金額は、消費税相当額を含まない。)

ただし、下記工事の請負代金額

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工事場所

- 注) 1 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
2 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。

見 積 書

年 月 日

みよし市長 様

見積者 住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

みよし市入札者心得書等を承諾の上、下記のとおり見積りします。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(上記金額は、消費税相当額を含まない。)

ただし、下記委託業務の業務委託料

1 委 託 業 務 名

2 業 務 場 所

3 納 入 場 所

注) 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。

見 積 書

年 月 日

みよし市長 様

見積者 住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

みよし市入札者心得書等を承諾の上、下記のとおり見積りします。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(上記金額は、消費税相当額を含まない。)

ただし、下記物品の供給代金

1 物 品 名

2 納 入 場 所

注) 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。

様式第 1 号の 2（第 11 条関係）（封筒記載）

（表）工事

みよし市長	様
工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
入札書（見積書）	在中

（表）業務委託

みよし市長	様
委 託 業 務 名	
業 務 場 所	
納 入 場 所	
入札書（見積書）	在中

（表）物品購入

みよし市長	様		
物	品	名	
納	入	場	所
入札書（見積書）	在中		

(裏)

入札者 住 所			
印	印	印	
氏名 (名称及び 代表者氏名)			

(裏)

見積者
住 所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

入 札 辞 退 届

年 月 日

みよし市長 様

住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

このたび、下記の競争入札について、都合により入札を辞退いたします。

記

1 工事名（委託業務名、物品名）

2 路線等の名称（業務場所）

3 工事場所（納入場所）

4 理 由

注) 路線等の名称（業務場所）は必要がないときは記入しないこと。

質 疑 書

年 月 日

みよし市長 様

業者名 住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

1 工事名(委託業務名、物品名)

2 路線等の名称(業務場所)

3 工事場所(納入場所)

NO	図面番号	質 疑 事 項	備 考

委任状

年 月 日

みよし市長 様

委任者 住所又は所在地

商号又は名称

委任者職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、みよし市が発注する下記の入札に係る一切の権限を委任します。

記

1 工事名（委託業務名、物品名）

2 路線等の名称（業務場所）

3 工事場所（納入場所）

受任者 住所又は所在地

商号又は名称

受任者職氏名